

内閣官房長官
木原 稔 殿

公益社団法人全国老人保健施設協会	会 長	東 憲太郎
公益社団法人全国老人福祉施設協議会	会 長	大山 知子
公益社団法人日本認知症グループホーム協会	会 長	河崎 茂子
一般社団法人日本慢性期医療協会	会 長	橋本 康子
一般社団法人全国介護事業者連盟	理事長	斉藤 正行
高齢者住まい事業者団体連合会	代表幹事	市原 俊男
一般社団法人『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会	理事長	座小田孝安
一般社団法人日本在宅介護協会	会 長	森山 典明
全国社会福祉法人経営者協議会	会 長	磯 彰格
一般社団法人全国デイ・ケア協会	会 長	近藤 国嗣
一般社団法人日本介護支援専門員協会	会 長	柴口 里則
一般社団法人日本福祉用具供給協会	理事長	岩元 文雄
公益社団法人日本看護協会	会 長	秋山 智弥
公益社団法人日本理学療法士協会	会 長	斉藤 秀之
一般社団法人日本作業療法士協会	会 長	山本 伸一
一般社団法人日本言語聴覚士協会	会 長	内山 量史
公益社団法人日本介護福祉士会	会 長	今村 文典

令和9年度介護報酬改定に向けた要望書

介護現場は、深刻な人材不足に加え、物価・光熱水費等の高騰や賃金上昇への対応など、極めて厳しい状況に直面しております。介護事業は公定価格を基本として運営されていることから、こうした環境変化への対応には限界があり、介護サービスの安定的な提供にも影響が生じかねません。

現在、令和9年度介護報酬改定に向けた検討が進められていることを踏まえ、介護現場の危機的な状況を改善し、必要な介護サービスを将来にわたり安定的かつ継続的に提供できる体制を確保するため、下記の事項について必要な措置と十分な財源を確保されるよう、要望いたします。

1. 介護サービスを安定的かつ継続的に提供できる経営基盤を確保するため、基本報酬を十分に引き上げること。
2. 介護人材を確保するため、全産業と遜色のない賃金水準の実現に向け、介護従事者の毎年の賃金改善を図るとともに、人材確保に必要な支援を講じること。
3. 物価上昇によるコスト増を適切に反映するため、以下の措置を講じること。
 - ・ 物価動向を踏まえた毎年の対応を行うこと。
 - ・ 前回改定以降の物価上昇によるコスト増に対し、必要な対応・支援を行うこと。

【緊急！】介護分野の幅広い職種の賃上げ及び介護事業所の経営状況等調査(速報)

1. 調査概要（団体、期間、回答数）

令和8年10月2日現在

（1）調査団体（17団体）

全国老人保健施設協会、全国老人福祉施設協議会、日本認知症グループホーム協会、
日本慢性期医療協会（介護医療院）、全国介護事業者連盟、高齢者住まい事業者団体連合会、
『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会、日本在宅介護協会、全国社会福祉法人経営者協議会
日本福祉用具供給協会、日本看護協会、日本介護支援専門員協会、全国デイ・ケア協会、
日本理学療法士協会、日本作業療法士協会、日本言語聴覚士協会、日本介護福祉士会

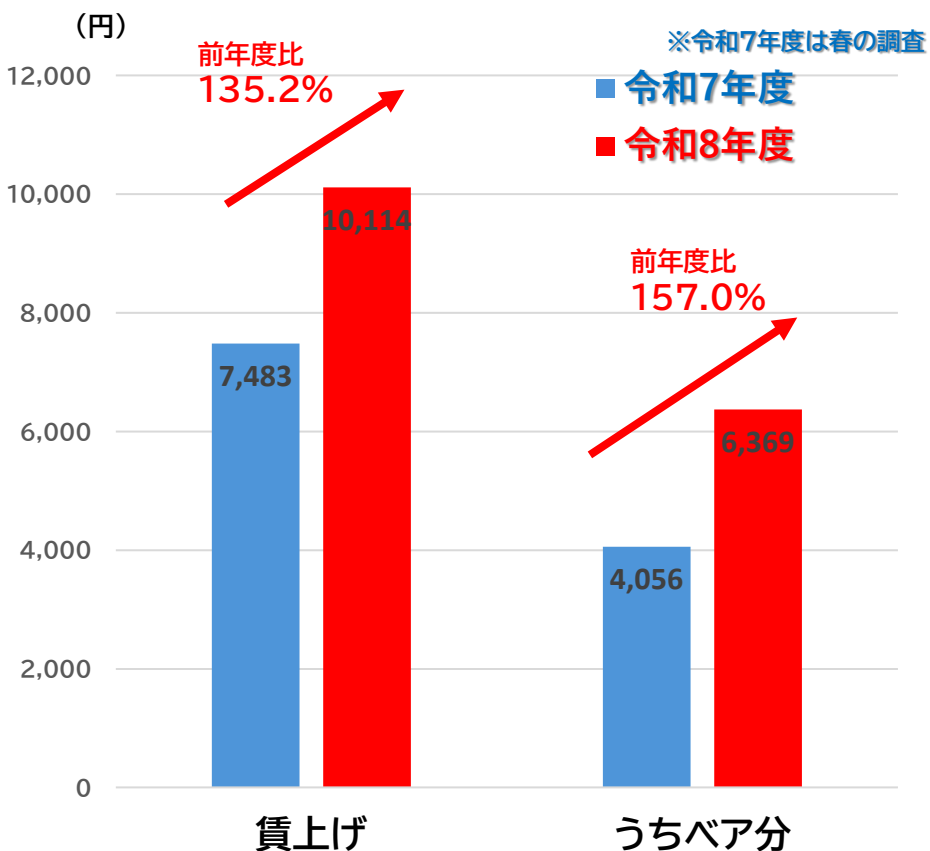
（2）調査期間 令和8年9月10日～9月28日 （19日間）

（3）調査回答数 回答数 **1,445件** (**8,219事業所分**)

No	サービス種別		回答数	
			回答数	構成割合
1	介護保険施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1,328	16.2%
2		介護医療院	40	0.5%
3		介護老人保健施設	922	11.2%
4	居住系	認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)	695	8.5%
5		特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス)	2,154	26.2%
6		特定施設入居者生活介護以外(サ高住、有料老人ホーム等)	104	1.3%
7	在宅系	訪問介護	177	2.2%
8		訪問看護	41	0.5%
9		訪問リハ	329	4.0%
10		訪問入浴	386	4.7%
11		通所リハ	607	7.4%
12		通所介護(デイサービス)	1,039	12.6%
13		居宅介護支援	105	1.3%
14		(看護)小規模多機能型居宅介護	13	0.2%
15		福祉用具	274	3.3%
16	その他		5	0.1%
	合計		8,219	100.0%

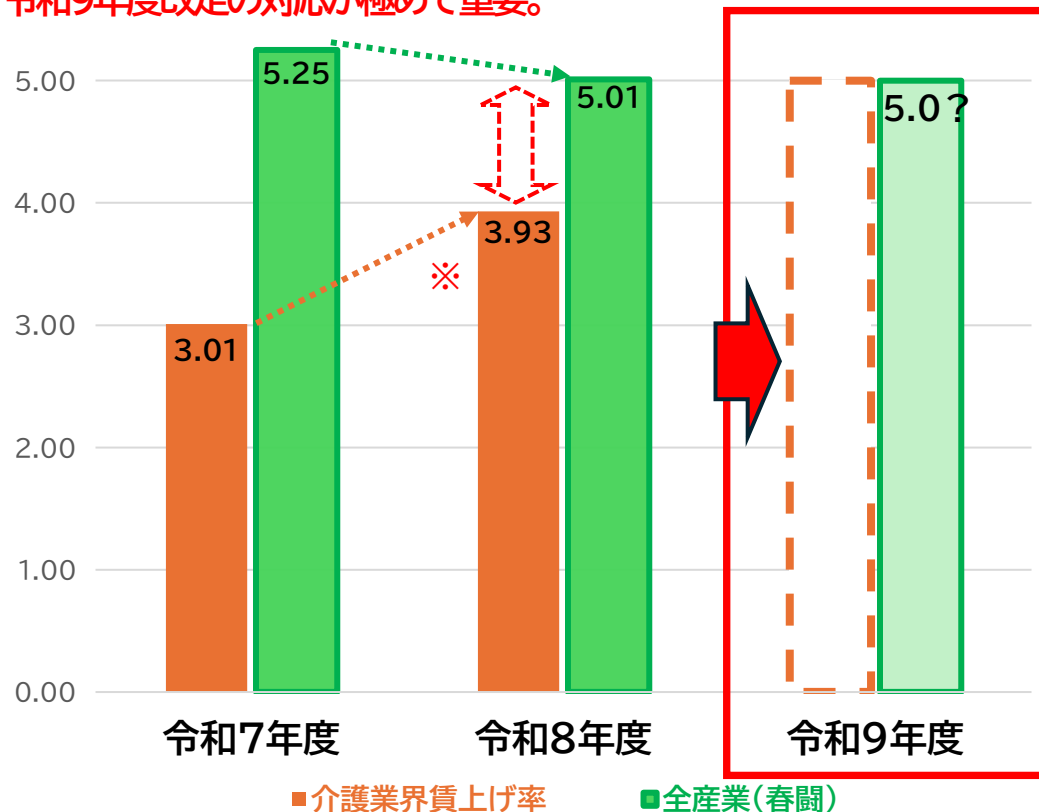
賃上げの状況

【正社員(全体):賃上げ額】



【賃上げ率】

令和8年度の臨時改定により賃上げは進展したが、全産業には届いていない。
令和9年度改定の対応が極めて重要。



	(※) 前年度 所定内給与	賃上げ額 (平均)	賃上げ率	うちバア分 (額)	賃上げ率 (バア分)
令和7年度	248,938円	7,483円	※ 3.01%	4,056円	1.63%
令和8年度	257,267円	10,114円	※ 3.93%	6,369円	2.48%

※令和8年の春調査結果

※令和8年9月調査時点

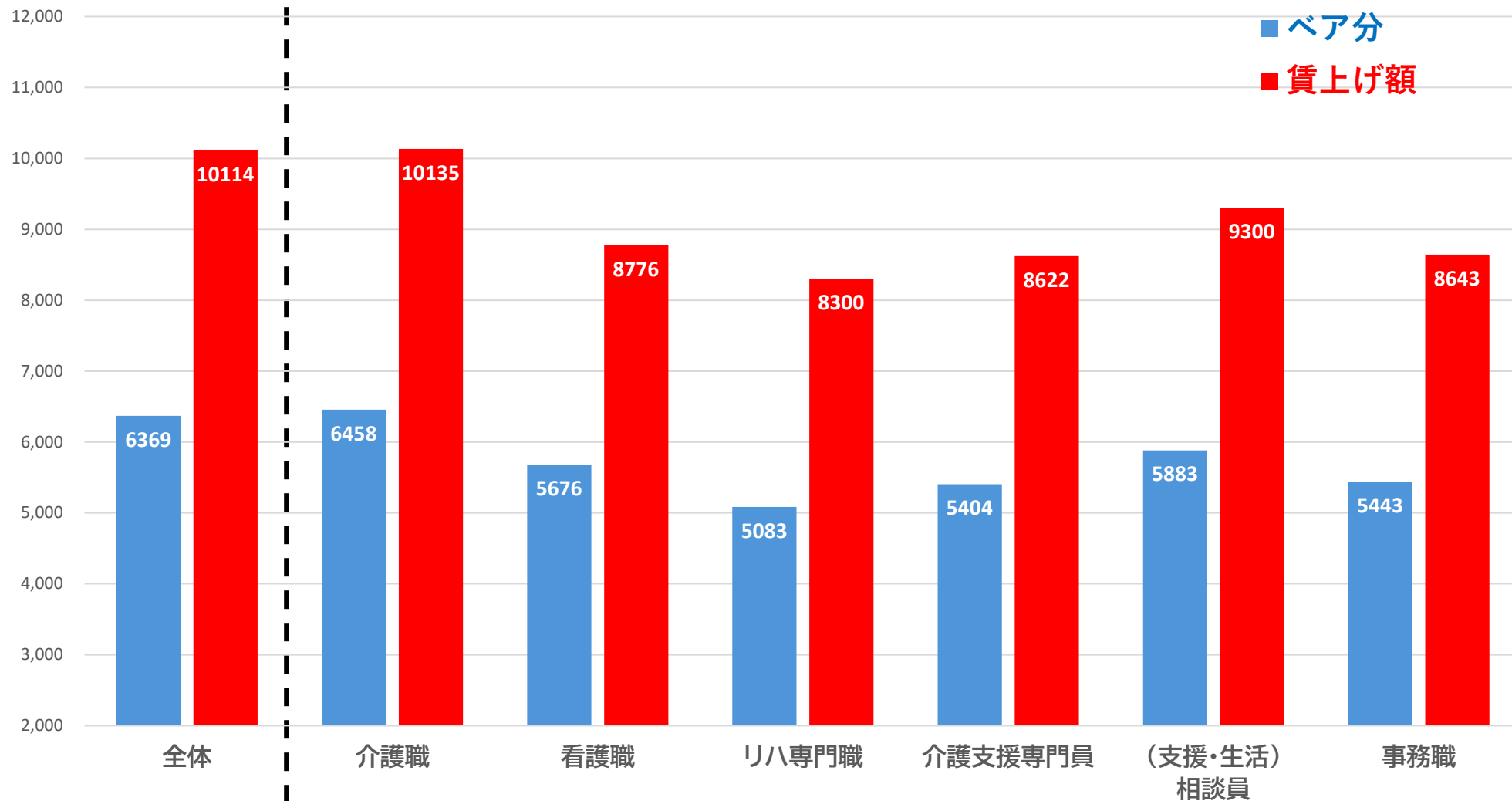
※前年度所定内給与は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の訪問介護従事者と介護職員（医療・福祉施設等）の所定内給与額の加重平均により作成

賃上げの状況

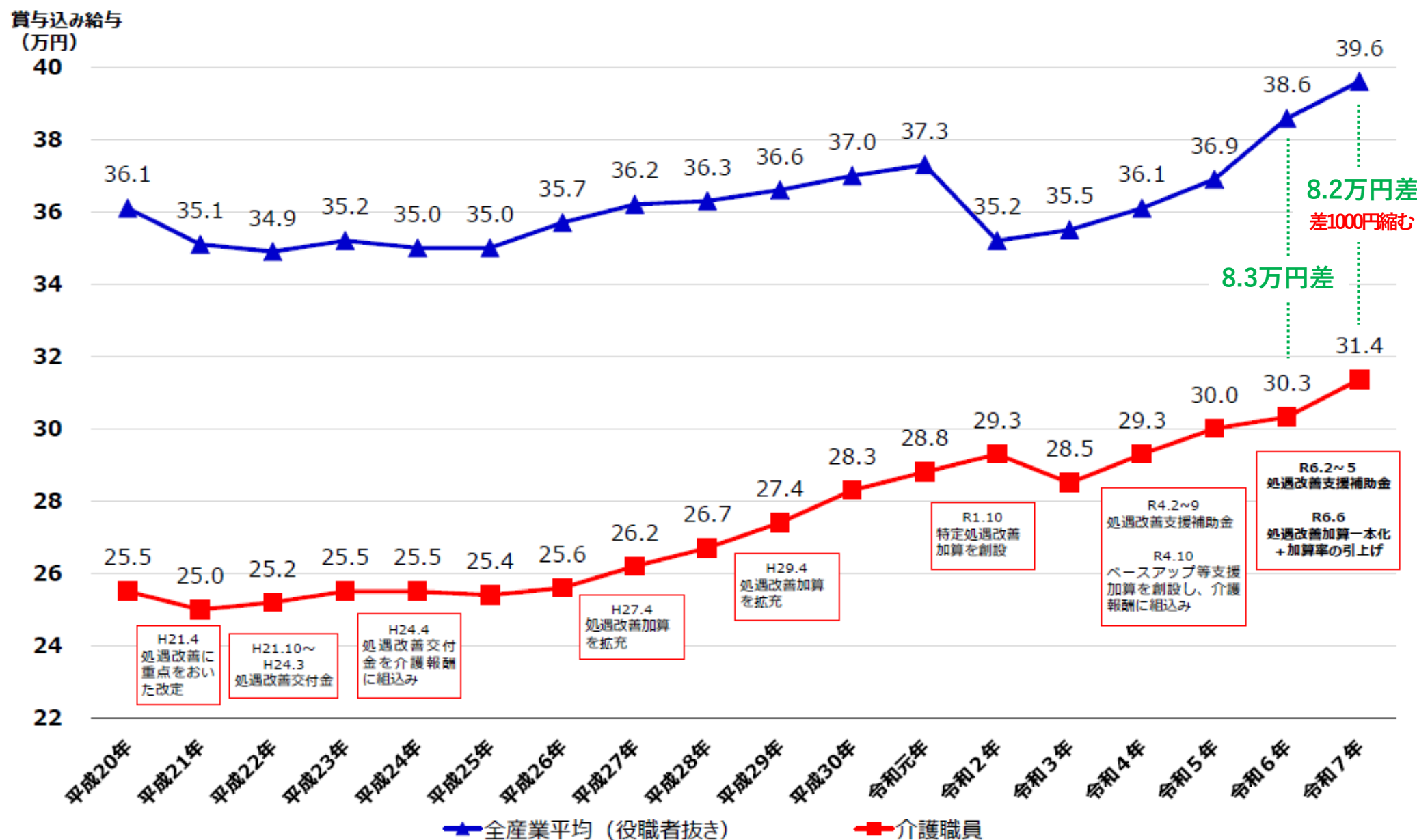
【職種別賃上げ状況（額）】

令和8年度の臨時改定において、加算の対象者を介護従事者に対象を拡大。
（上乗せ措置は、介護職員に限定）

（賃上額：円）



賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金の推移

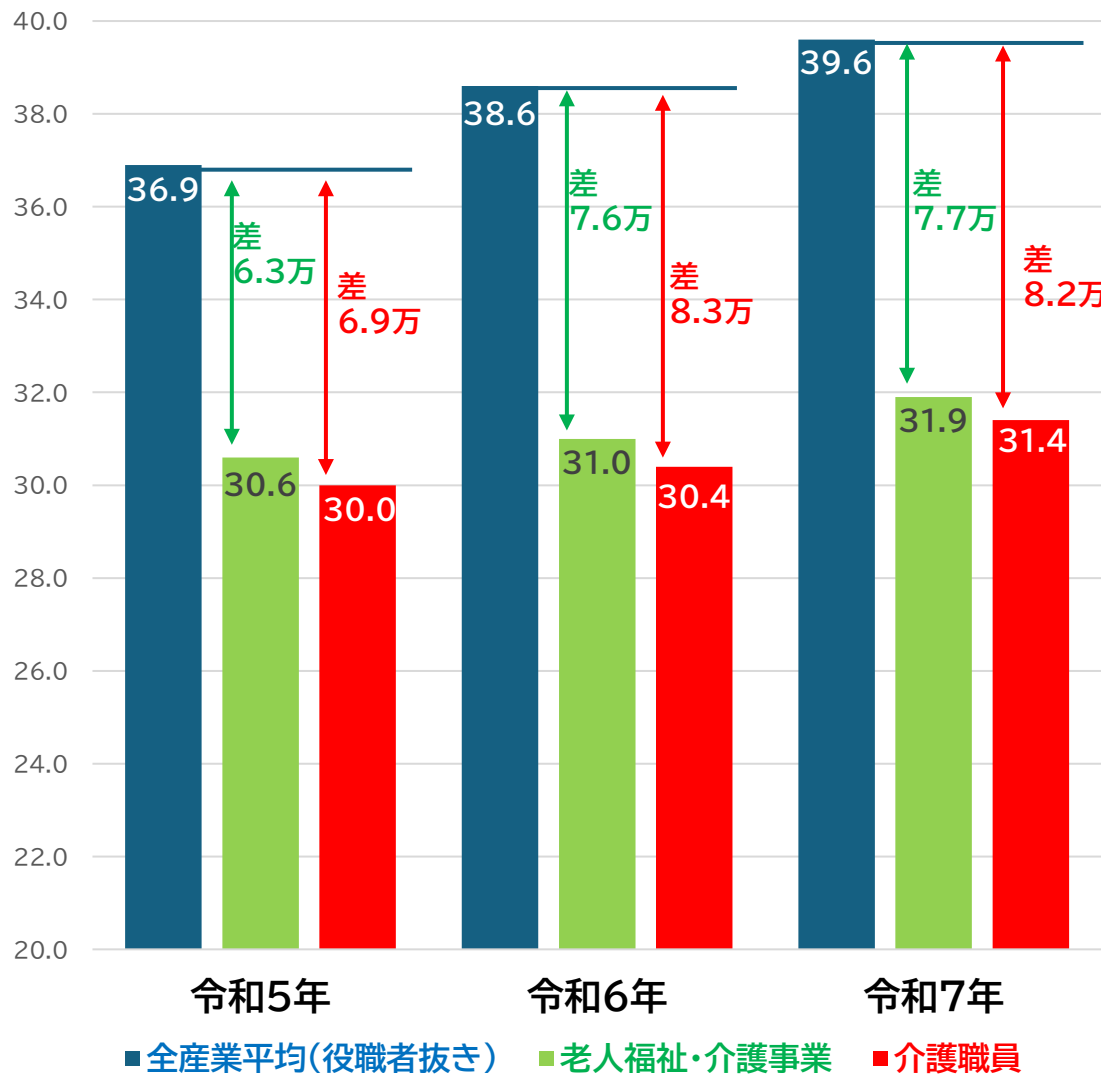


【出典】厚生労働省の資料を一部改定

※ 賞与込み給与は、調査年の6月分として支払われた給与に調査年の前年の1月から12月分の賞与の1/12を加えて算出した額。

全産業との給与比較

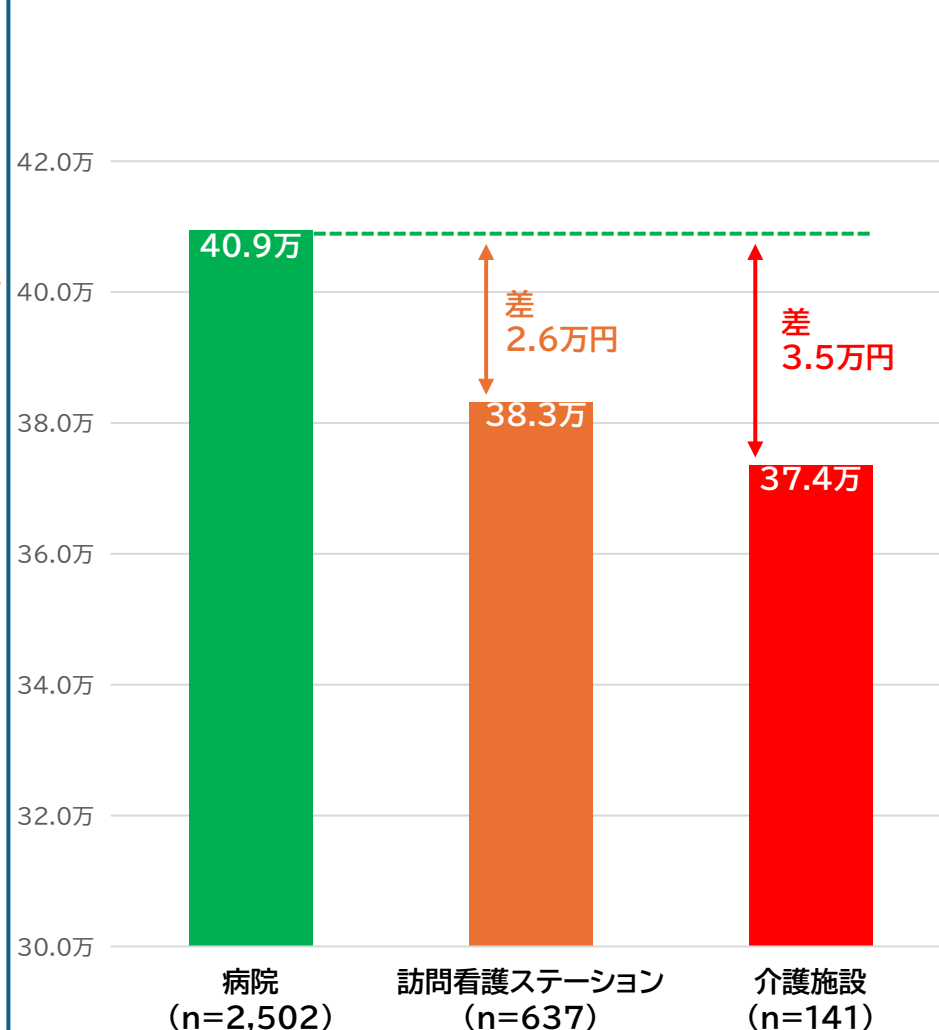
出典：令和7年「賃金構造基本統計調査」を厚労省で特別集計した額



介護職員だけでなく、介護現場で従事する
全職種の給与も全産業との差がある。
むしろ差が拡大している。

勤務先による看護師の給与比較

出典：2024年度 看護職員の賃金に関する実態調査(日本看護協会)

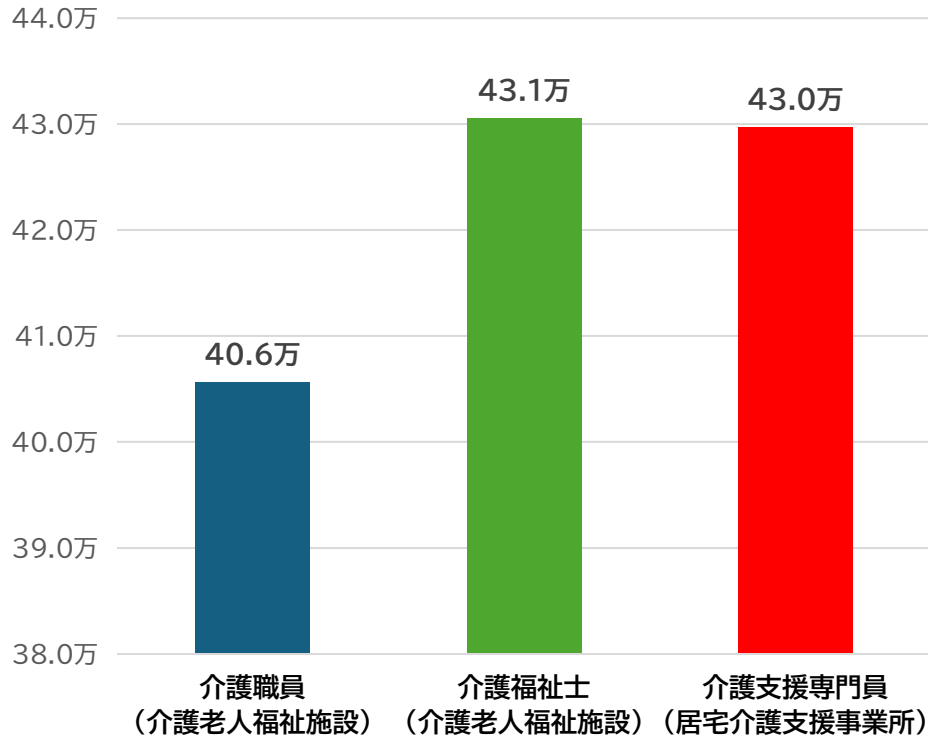


訪問看護ステーションや介護施設で働く看護職員の
賃金水準は、病院で働く看護職員より低い実態がある。

介護支援専門員の人材不足&処遇改善

介護支援専門員の給与

出典：令和7年度 介護事業経営概況調査(厚生労働省)

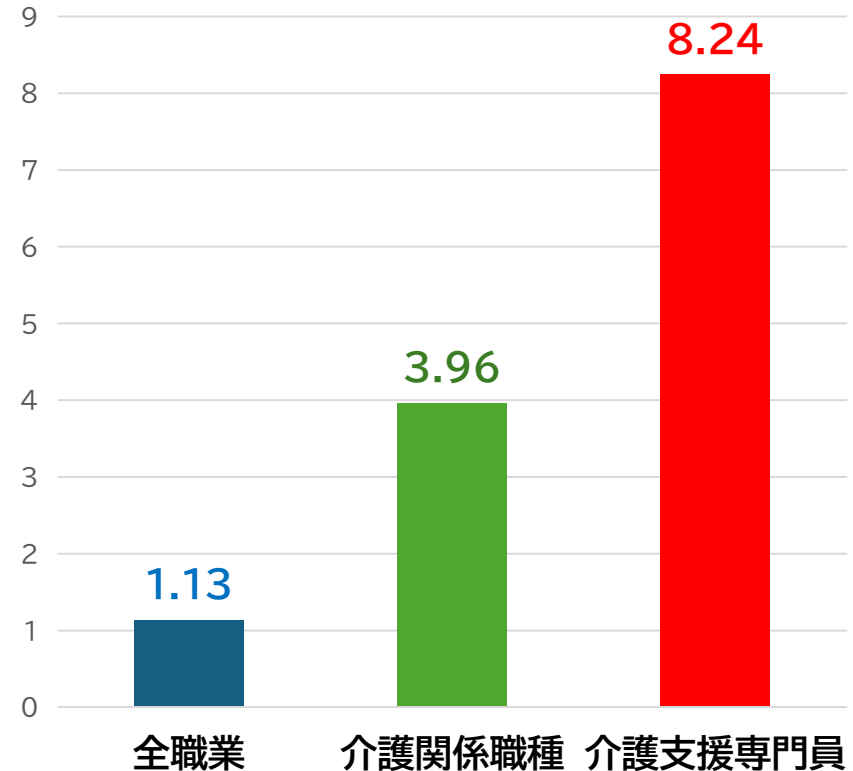


必要な資格	なし	介護福祉士	介護福祉士 等 + (プラス) 介護支援専門員
-------	----	-------	-------------------------------

介護支援専門員は高いハードル(法定資格+実務経験、研修等)を経て資格を取得しているにも関わらず、給与面での評価があまりない。(人材不足に拍車がかかっている)

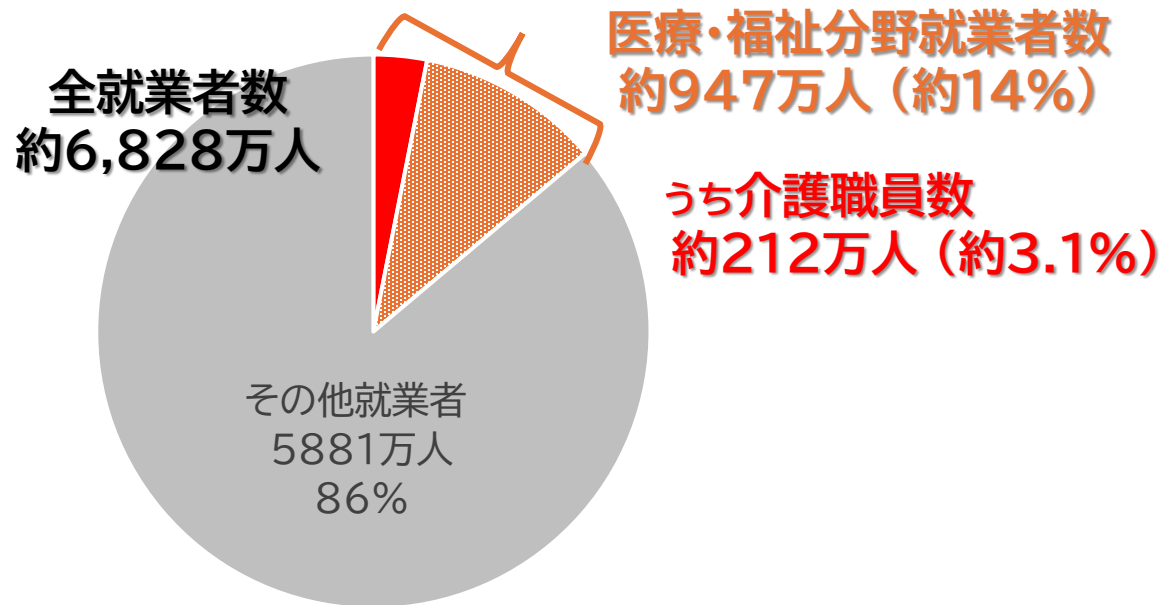
有効求人倍率(令和8年2月)

出典：一般職業紹介状況(厚生労働省)
：福祉分野の求人・求職動向(中央福祉人材センター)

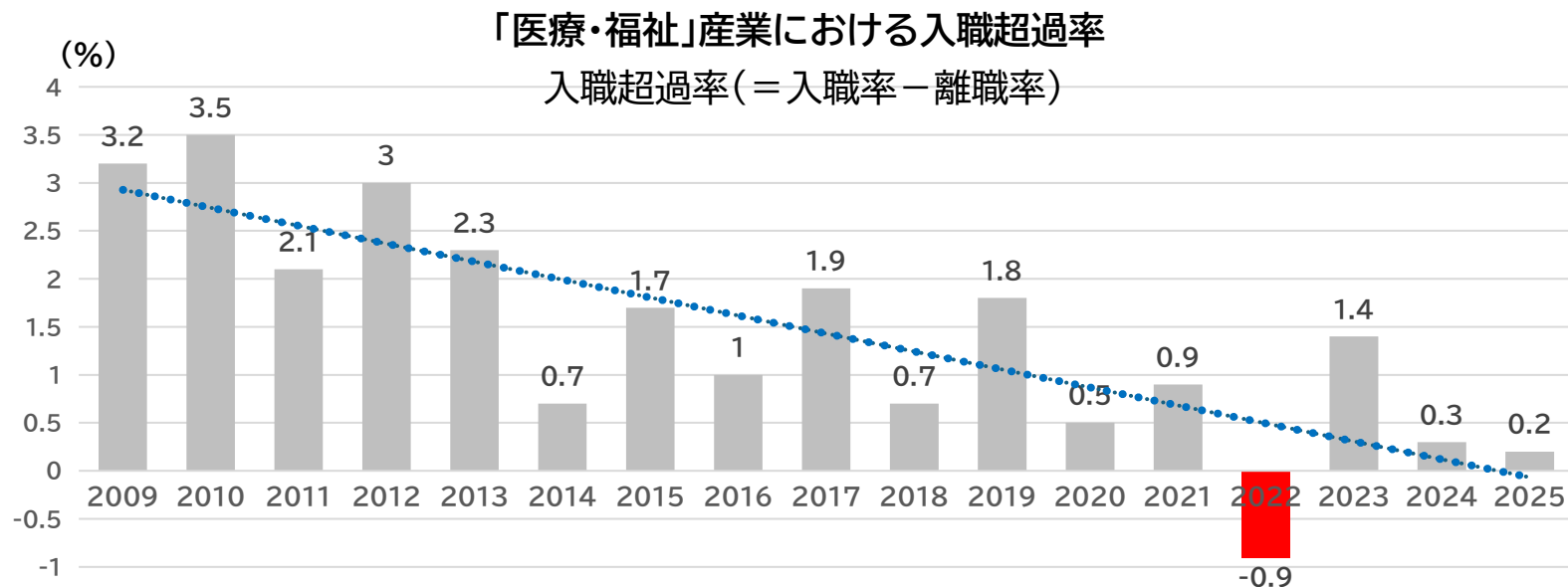


介護関係職種の有効求人倍率は、全産業より高い水準で推移している。
そのなかでも介護支援専門員の有効求人倍率は、飛びぬけており、人材確保が厳しい。

(参考)



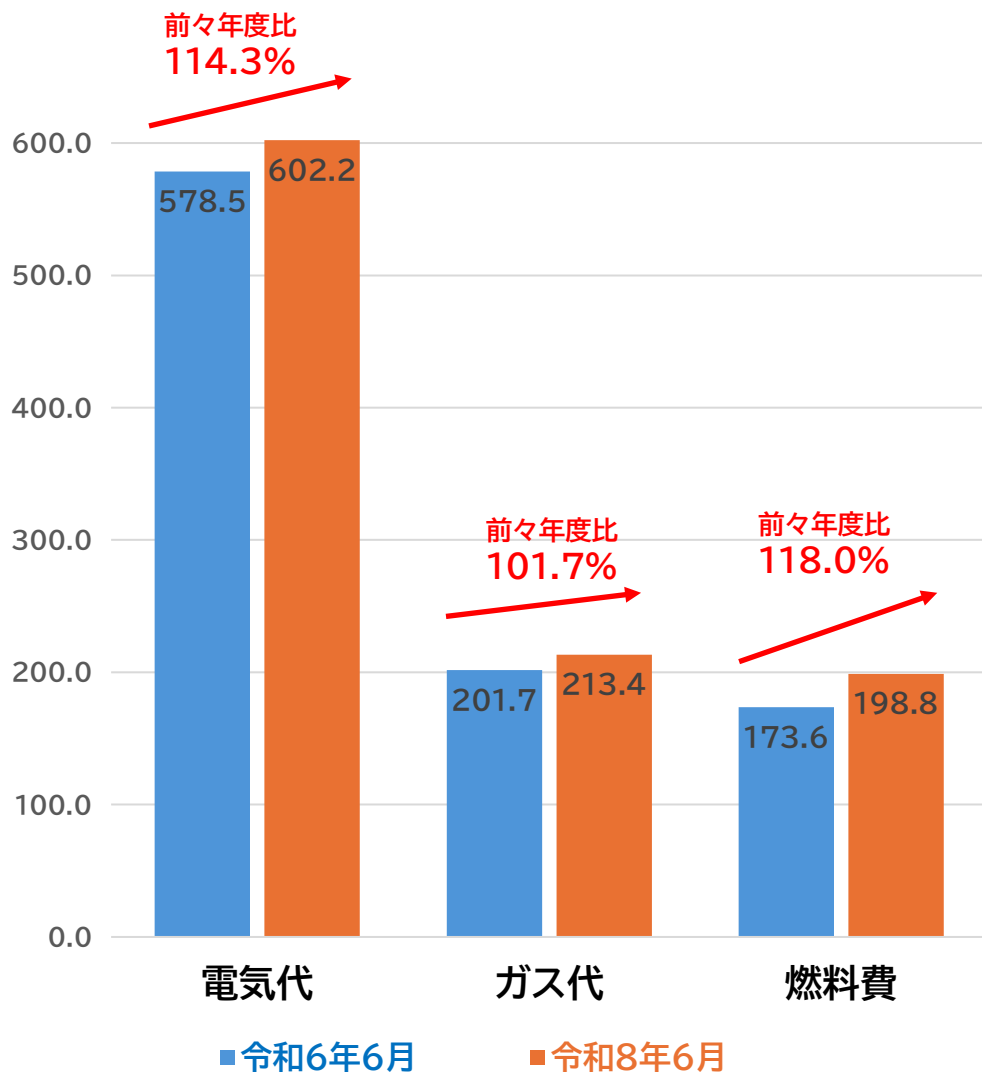
介護分野では、介護職員だけでも約212万人が働いている。



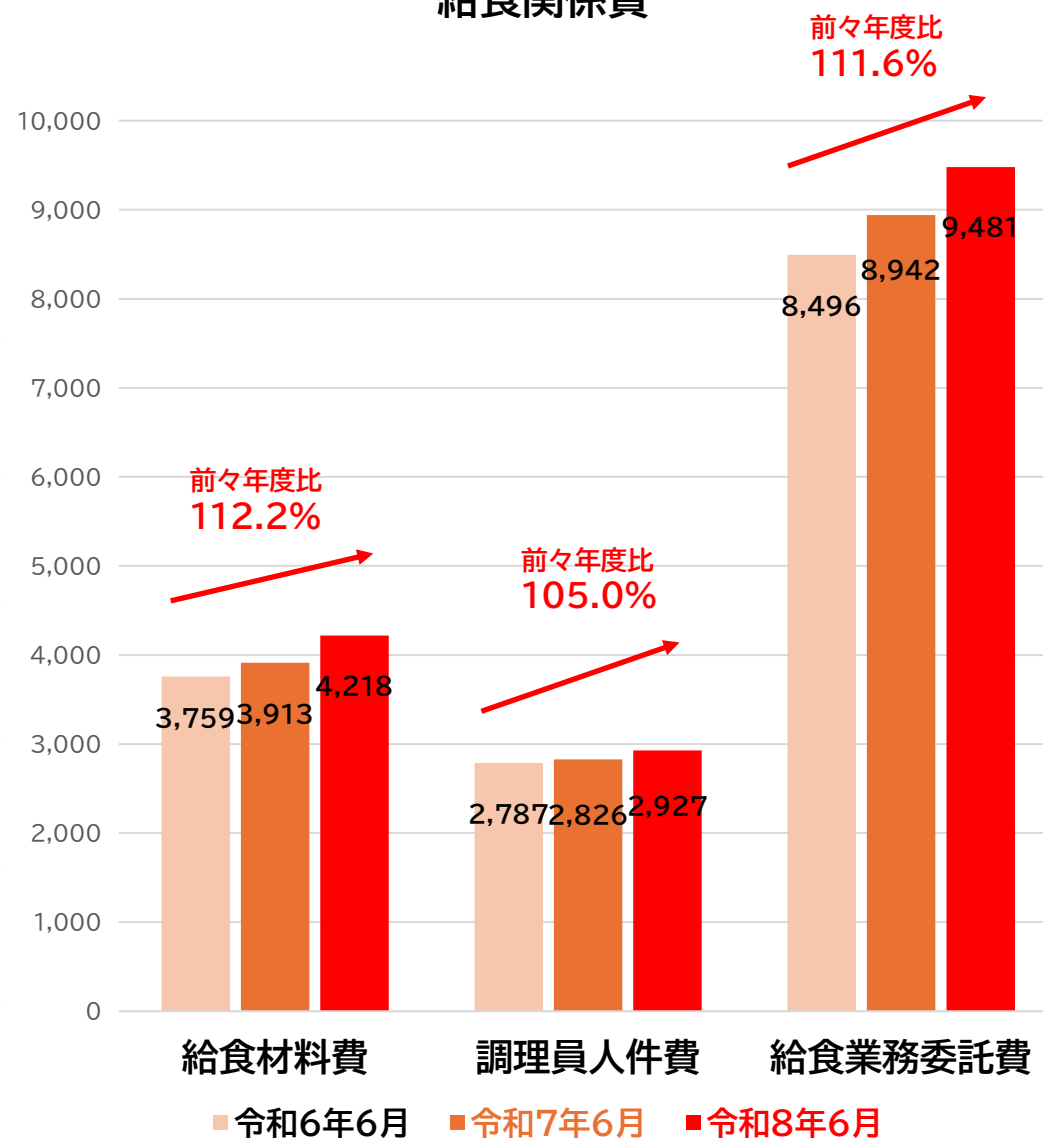
働き手が増えない。

物価高騰等の状況

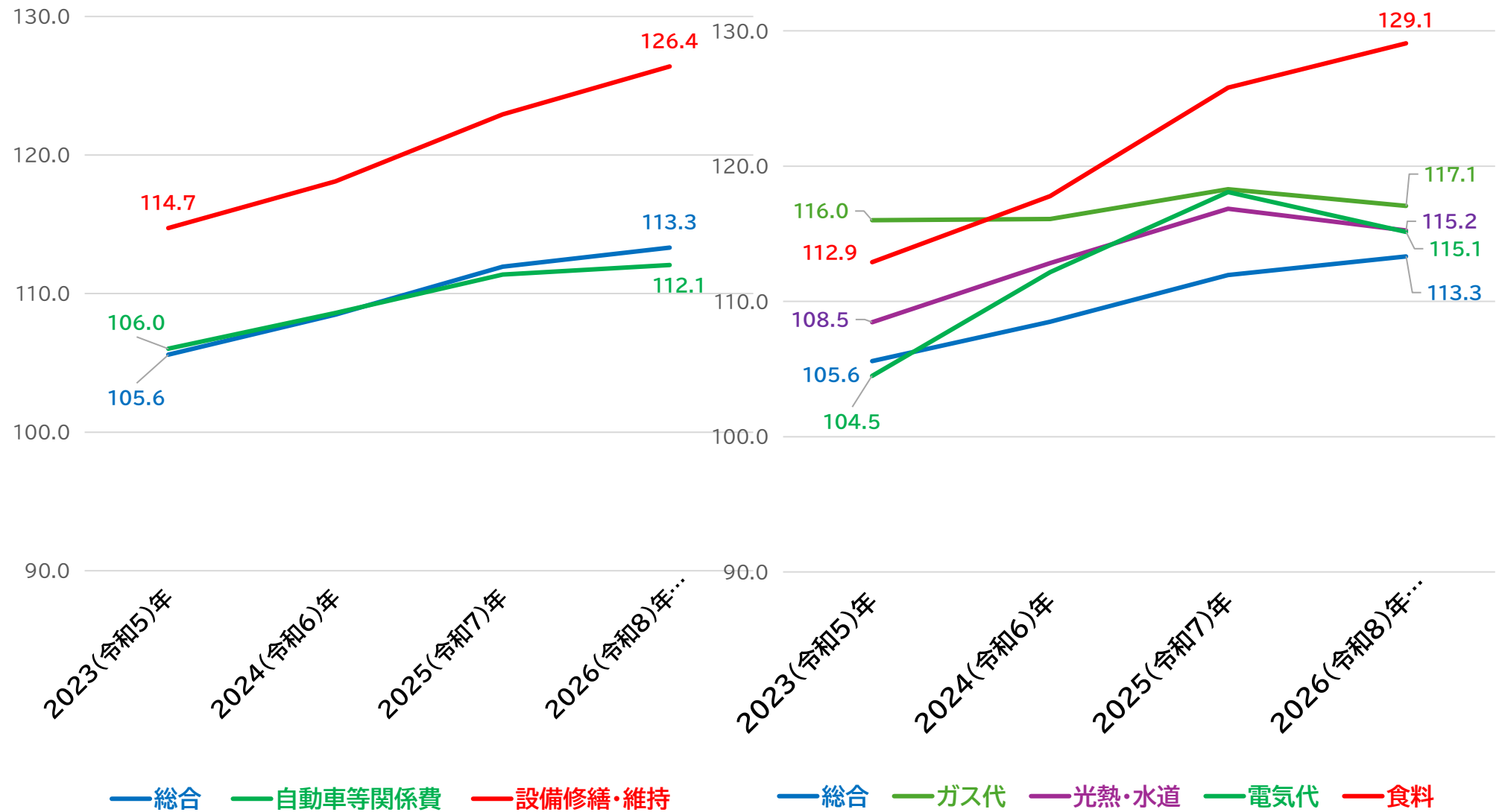
物価高騰の状況(全体)



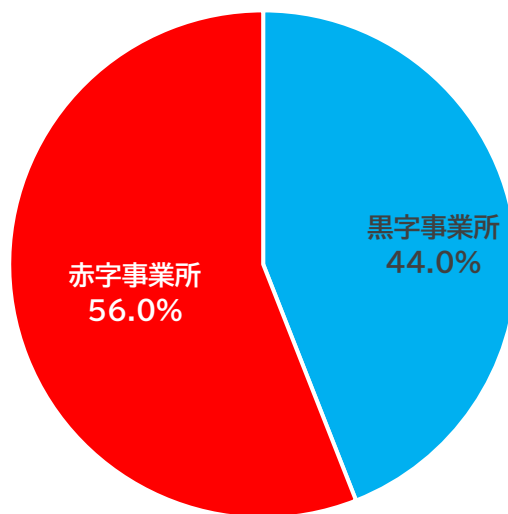
給食関係費



(参考) 2020年基準 消費者物価指数(CPI)の動向 (年平均の推移)



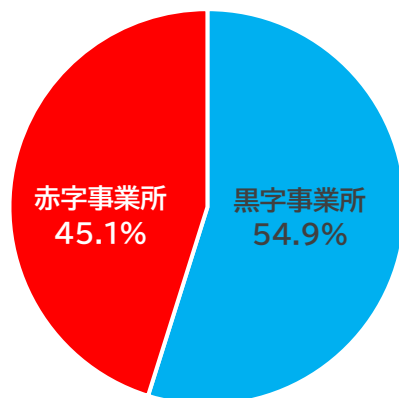
【介護サービス全体】(今回の調査における事業所の経営状況) (令和8年6月)



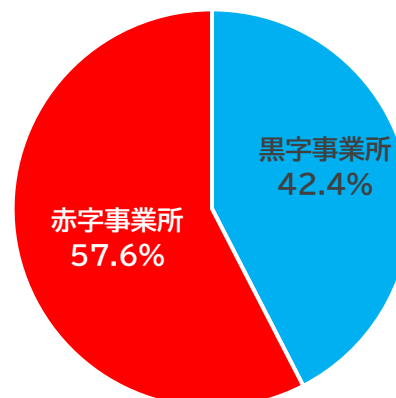
足元では、約6割の事業所が赤字

(令和8年6月)

【在宅系サービス】



【介護保険施設】

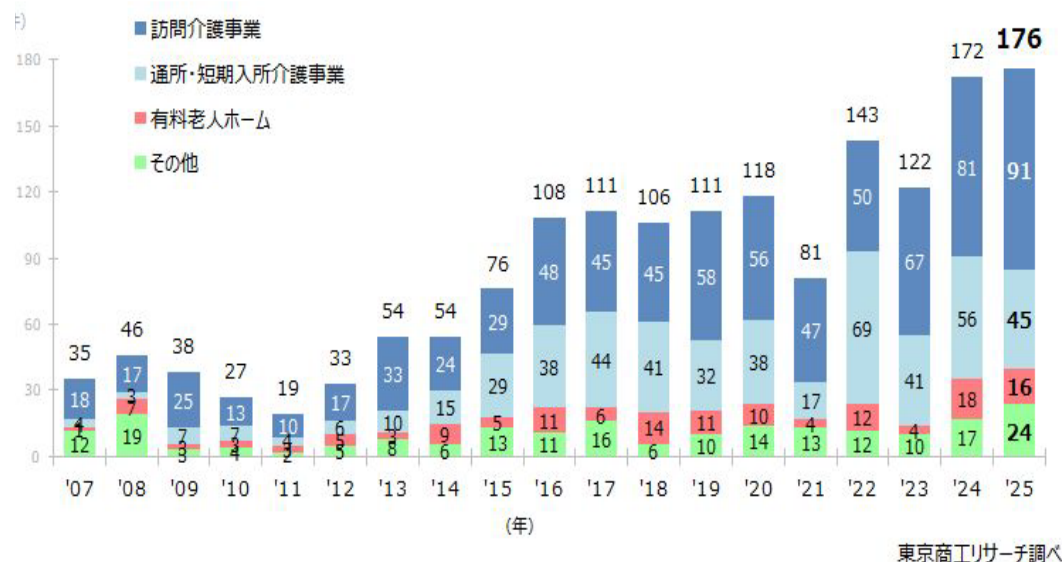


(参考)

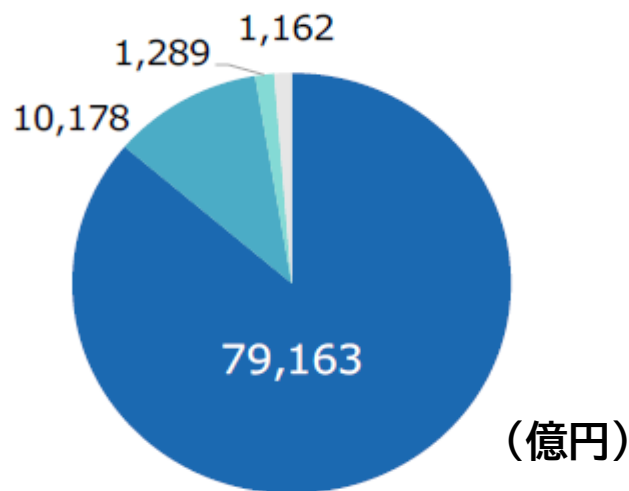
医療・福祉事業の倒産件数 年度推移



「老人福祉・介護事業」の倒産件数 (年次推移)



仕事と介護の両立困難による経済損失 (2030年で9.2兆円)



- 仕事と介護の両立困難による労働生産性損失額
- 介護離職による労働損失額
- 介護離職による育成費用損失額
- 介護離職による代替人員採用に係るコスト

(出所) 経済産業省「2022 年経済産業省企業活動基本調査速報 (2021年度実績) 調査結果の概要」、産労総合研究所「教育研修費の実態調査における2017～2021年の一人あたり研修費 (5年平均)」、株式会社リクルートキャリア就職みらい研究所「就職白書2020」より日本総研作成

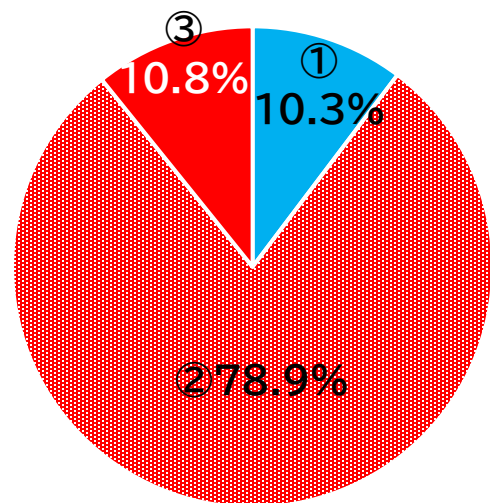
倒産件数は右肩上がりで増加。

介護崩壊は、高齢者だけの問題ではない。

日本経済にも深刻な影響。

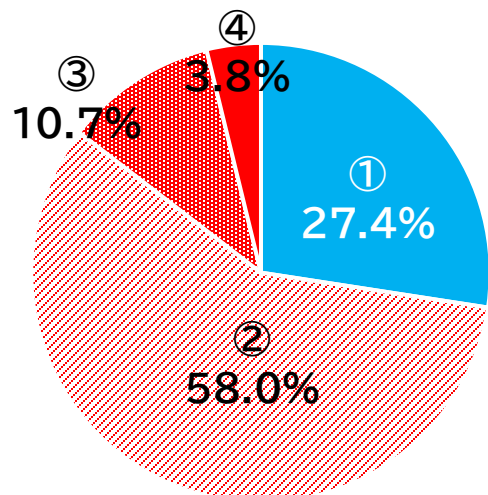
令和9年度介護報酬改定に向けて(経営の現状)

Q1. 令和7年度補正予算による支援や令和8年度介護報酬(臨時)改定(食費の基準費用額等)で、電気・ガス代や食材費等の継続的な物価上昇に対し、増加分コストをカバーできていますか？



- ①: 令和8年度介護報酬改定や令和7年度補正予算の支援策によって物価高騰分はほぼカバーできており、経営に支障はない。
- ②: 物価高騰分についてはカバーが不十分であり、収支悪化や赤字化を招いている。
- ③: 全くカバーできておらず、給食経費の見直しや事業の一部を縮小・休止せざるを得ない深刻な状況にある。

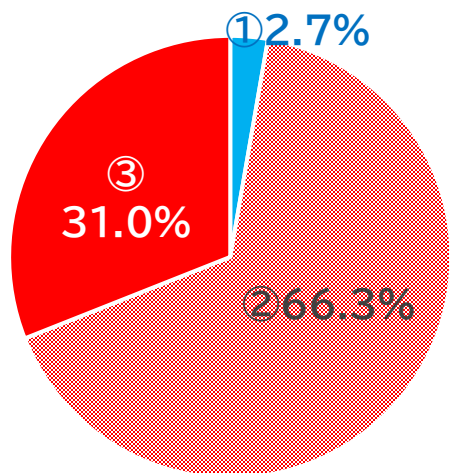
Q2. 骨太の方針2026においては、次期介護報酬改定において「物価の変動に適切に対応」とされていますが、次期介護報酬改定で、物価高騰等を補う「基本報酬の引き上げ」がない場合、貴施設の経営は今後どうなりますか？



- ①: 経営努力により収支の維持が可能。
- ②: 収支悪化や赤字により、他事業の補填や借入がなければ3年耐えられない。
- ③: 1～2年以内に事業縮小を検討せざるを得ない。
- ④: 1～2年以内に廃業・撤退、またはM&A(譲渡)を具体的に検討せざるを得ない。

令和9年度介護報酬改定に向けて(経営の現状)

Q3. 骨太の方針2026においては、次期介護報酬改定において「他職種と遜色のない処遇改善の実現を図る」とされていますが、他産業で高水準の賃上げ（春闘5%台など）が続く中、次期介護報酬改定において「介護職員等処遇改善加算」のさらなる加算率引き上げ(拡大)が行われない場合、貴施設で他産業に追従する賃上げを継続することは可能ですか？

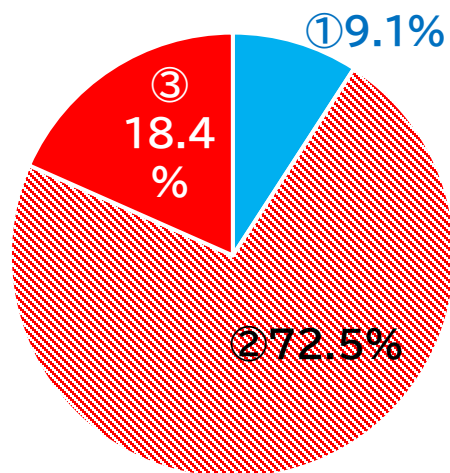


①: 加算の拡大(引き上げ)がなくても、自己資金(経営努力)によって他産業並みの賃上げを継続できる。

②: 加算の拡大がなければ、自己資金での賃上げはすでに限界に達しており、これ以上の賃上げは不可能（他産業との格差が広がり、職員の離職や採用難が致命的になる）

③: 加算の拡大がない場合、他産業への人材流出を防ぐための賃上げどころか、定期昇給や賞与の維持すら極めて困難である。

Q4. 骨太の方針2026においては、「老朽化・災害対策を含む施設・設備の計画的な整備を支援する」とされましたが、将来的な建物・大型設備(空調、給湯、エレベーター等)の更新や、災害時の避難機能・防災対策に向けた「計画的な資金の積立(自己資金の確保)」はできていますか？

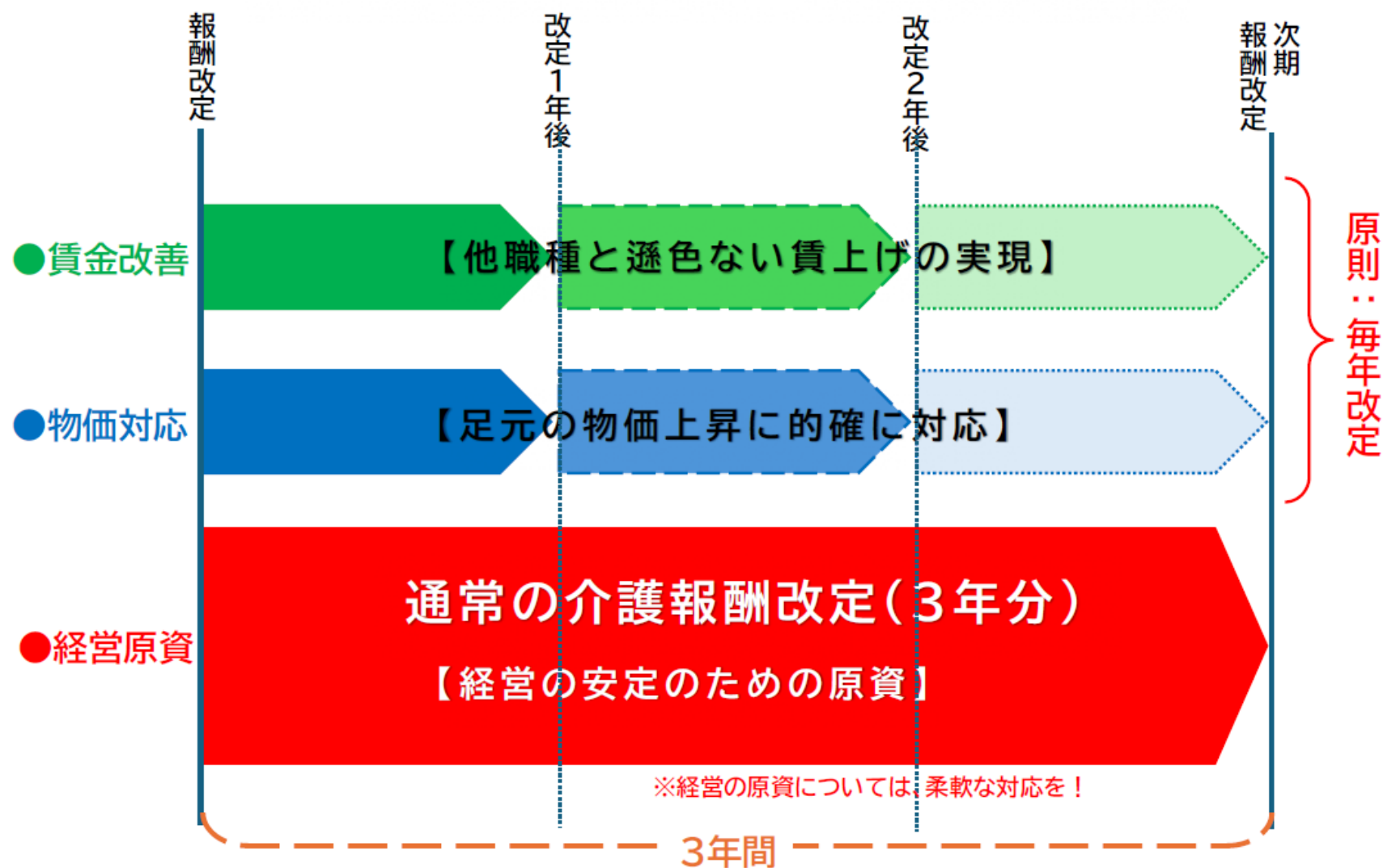


①: 現在の基本報酬水準で十分に利益(内部留保)が出ており、計画的な積立ができている。。

②: 日々の運転資金(人件費や物価対応)で手一杯であり、修繕・防災のための積立は「全くできていない（故障時は事業継続の危機）」。

③: 資金不足のため、すでに必要な修繕や災害対策を放置・断念せざるを得ない状態にある。

介護報酬改定の3分類(体系化)



※ 介護報酬全体を物価スライド制にするのではなく、通常報酬に積み上げ